

第32回認定 構造改革特区計画の概要

番号	都道府県名	作成主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域 の範囲	特区計画の概要	特例措置の番号	特例措置の内容
新規計画 5件							
1	北海道	深川市	ふかがわ果実酒 特区	深川市の全域	深川市は、道内でも有数のりんごの産地であり、官民連携でシードルの商品化研究を進め、平成21年度から市外事業者へ製造委託しシードルの販売を続けている。今後取組みの拡充を図るため、加工施設を整備し、地元の実果を地元で加工できる環境を整えるにあたり、規制の特例措置を活用することにより、シードル製造に参入しやすくなり事業機会の拡充が図られる。このことにより、地元農産物の消費拡大を図るとともに、果実の高付加価値化や雇用機会の創出など、農業の振興ならびに地域活性化を図るもの。	709(710)	特産酒類の製造事業
2	長野県	坂城町	さかきワイン特区	長野県埴科郡坂城町の全域	坂城町は、果樹栽培に適した地理的、気候的条件を活かし、先駆的な技術導入により巨峰を中心としたぶどう、りんご等の果樹産地を形成している。 そのなかで現在、「坂城町ワイナリー形成事業」による醸造用ぶどうの産地化、産業連携による経済活動への波及等を目指した事業展開を図っており、本特例措置活用による特産果実酒・リキュール製造事業への小規模事業者参入や組織化を支援し、産地構造の変革を図る。	709(710)	特産酒類の製造事業
3	京都府	南丹市	日本の原風景 ふるさと南丹どぶ ろく特区	南丹市の全域	南丹市は京阪神の大都市に近接する立地条件を有しつつ、里山や河川、田園などの豊かな自然に囲まれ、特色ある歴史や地域文化が培われる中、古来より京の都の食文化を支える高品質な農林産物が生産されてきた。 本制度の活用で、本市ならではの「地域ブランド」の定着を図り、生産意欲の向上、遊休農地の解消を図るとともに、「農家民宿」「農家レストラン」をはじめ様々な主体の参画による濁酒の生産を促進し、地域の魅力や価値を全国に提供・発信し、交流人口や定住人口の増加を図る。	707(708)	特定農業者による特定酒類の製造事業
4	大阪府	大阪市	埋立用途区分柔軟化特区	大阪市の区域の一部(夢洲地区)	公有水面埋立法上の特例措置を活用することで、夢洲地区における環境・エネルギーをはじめとした先端産業の生産拠点やそれら産業を支える高機能物流施設の誘致を促進し、産業の国際競争力の強化・臨海部の活性化を図る。	1227	公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業
5	広島県	三次市	三次市保育環境の充実特区	三次市の全域	平成16年4月の市町村合併により、現在22の公立保育所がある。現在、保育業務については、保育士資格を有する臨時的任用職員により対応しているものの、応募がきわめて少なく、3歳未満児保育や発達に支援が必要な子どもへの対応が困難になっている。 このため、本特例措置を活用し、任用期間を最大3年間とすることにより、保育士の安定した確保を図る。	409	地方公務員に係る臨時的任用事業